

令和2年3月2日

三木市長 仲田 一彦 様

市長等倫理審査会

委員長 森 川 拓

副委員長 藤 本 秀 樹

委員 岡 田 順 子

審査報告書

令和2年1月24日、当審査会に付託された件は、審査の結果、下記のとおり決定したので三木市長等倫理条例（平成18年三木市条例第48号。以下、「本条例」という。）第8条第1項の規定に基づき報告します。

記

第1 審査の結果

- 1 前市長藪本吉秀氏は、平成28年1月3日に発行した「市幹部職員の飲酒運転及び民間の方との飲食について」と題する広報紙に虚偽の事実を記載したことにより、本条例第3条第1項第1号に違反したと認められる。
- 2 前市長藪本吉秀氏は、幹部職員に対し利害関係者が同席する慰労会への参加を促すことにより、三木市職員倫理条例施行規則に違反する行為を促したことにより、本条例第3条第1項第1号に違反したと認められる。

第2 審査の理由

1 審査の経緯

令和元年11月18日、青木芳子氏を代表者として現市長仲田一彦氏（以下、「現市長」という。）に対し、前市長藪本吉秀氏（以下、「前市長」という。）に倫理基準違反の疑いがあるとして審査請求がされた（以下、「本件審査請求」という。）。現市長は、令和2

年1月24日、本件審査請求について当審査会に審査を求めたことから、以下のとおり審査を行った。

2 本件審査請求の内容

本件審査請求の概要は以下のとおりである。

(1) 「市民全体の奉仕者として、その品位と名誉を損なうおそれのある行為を慎み、その権限又は地位のもたらず影響力を私的な目的のために行使しないこと」(本条例第3条第1項第1号)に違反したとの請求

①前市長は、平成28年1月3日に発行した「市幹部職員の飲酒運転及び民間の方との飲食について」と題する広報紙に虚偽の事実を記載した。

②前市長は、幹部職員に対し利害関係者が同席する慰労会への参加を促すことにより、三木市職員倫理条例施行規則に違反する行為を促した。

③前市長は、三木市職員倫理審査会開催直前に、「想定問答」と称する口裏合わせとも解釈できる指示を、「秘書課のバカ」というパワーハラスメントが想起される記述とともにメール送信した。

(2) 「市民全体の利益の実現のために全力を尽くさなければならず、特定の者に対してのみ有利又は不利な取扱いをする等の不当な取扱いをしないこと」(本条例第3条第1項第3号)に違反したとの請求

④前市長は、幹部職員向け慰労会にて、特定人物(利害関係会社社長及び自治会長)と会見を行うことにより、同席した幹部職員に対して特定人物との親密度を誇示した。

3 審査の方法

当審査会は、前市長に対し、本条例第6条第2項に基づき弁明の機会を設けたが、前市長から「弁明を辞退する」との回答があった。そのため、前市長からの聴取は行えていない。

もともと、前市長自身も議会答弁等において、本件審査請求の事実関係自体は認めている上、既に、本件審査請求関連事実について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条の規定に基づき設置された「前三木市長主催の幹部慰労会問題に関する調査特別委員会」による調査、三木市職員倫理審査会による調査、本件審査

請求を巡る損害賠償請求事件（神戸地判令和元年10月8日）の判決等がされていることから、同調査報告書等を基に審査を行った。

4 審査の内容

(1) 本条例が対象とする「市長等」について

本件審査請求は、前市長の倫理基準違反に関するものであるため、当審査会の審査の対象となるか検討した。

この点、本条例には、「市長等は、倫理基準に違反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない」（本条例第3条第2項）、あるいは「市長は、報告書において、第3条第1項の規定に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、市民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講じなければならない」（本条例第10条）と定められており、これらの内容からすれば、本条例が本来想定する審査の対象は、現職「市長等」の倫理基準違反であると思われる。

しかし、前市長も現職当時は「市長等」に該当したところ、本条例上、前「市長等」の審査請求を行うことが禁じられているわけではなく、審査を不可とする理由はない。また、本件審査請求は、前市長が現職市長であった平成28年11月18日に提出されたにもかかわらず、前市長が「受付しない」扱いとし、審査対象とされなかったとの経緯を踏まえれば、「市政に対する市民の信頼を確保する」という本条例の目的からして、本件審査請求を審査の対象とすることが相当である。

よって、以下のとおり審査した。

(2) 審査請求関連事実の概要

ア 本件審査請求は、いずれも平成27年11月18日に開催された三木市幹部職員の慰労会に関連するものである。当審査会においては、以下の事実を認定した。

イ 平成27年11月18日、幹部慰労会が開催された。同慰労会は例年、年3度程度開催されているものだが、同年度においては一度も開催できていなかったことから、前市長自らが職員に開催を指示し、開催されることになったものである。同慰労会二次会（以下、単に「慰労会」という。）が三木市内

のスナックにて開催された。慰労会には、前市長の他、副市長、教育長、幹部職員が参加していた。慰労会には、民間人2名が同席していたが、1名は前市長が誘った者であり、もう1名が出席することも前市長は認識していた。民間人の1名は、三木市から補助金交付を受けている団体の理事長、もう1名は三木市の指名入札業者である建設会社の代表者であった。この2名は、慰労会出席職員との関係で、三木市職員倫理条例施行規則第3条第2項第7号で共に飲食することが原則として禁じられている「利害関係者」に該当する者であった。なお、上記民間人が参加すること及びその氏名は、懇親会に先立ち秘書課職員から、幹部職員にメールにより通知されていたが、前市長は認識していなかった。

ウ 慰労会では、雑談とカラオケで盛り上がっていたようであり、公務、業務に関連する話はなかったようである。また、慰労会の支払については、三木市側の前市長らも支払ったようであるが、民間人側が一部負担したのか等、詳細は明らかではない。慰労会后、三木市職員1名が酒気帯び運転で逮捕されたことが報じられ、慰労会を行っていたことが明らかとなった。

エ 前市長は、平成27年12月3日ころの新聞社からの電話取材の際、前記秘書課職員からのメールを認識していなかったため、前市長と副市長以外の職員は民間人が来ることを知らずに慰労会に出席したと回答した。しかし、同回答から間がないうちに、前市長は職員も前記メールにより、慰労会に先立ち民間人が参加することを認識していたことを知らされた。それにもかかわらず、前市長は、同メールが関係職員にしか送信されていないのであれば、メールそのものが無かったことにしてはどうかとの指示を副市長に行った。

オ 前市長は自ら原案を作成し、平成28年1月3日発行の「市幹部職員の飲酒運転及び民間の方との飲食について」と題する広報紙を発行し市民に配布した。同広報紙には、「2次会に参加した部長等は民間の方が参加することを知らされておらず」「規則に抵触するものではありません」と記載されている。

カ 慰労会に民間人が参加していたことから、三木市職員倫理

条例に基づき三木市職員倫理審査会が開催されることになり、平成28年1月6日に第1回、同月16日に第2回が開催された。

同審査会の前日、前市長は、以下のメールを理事に送信している。

「次の点を審査会の委員は必ず聞いてくると考える。①副市長と市長にはメールが来ていない。この点は井上副市長が先に事実の説明時に必ず触れよ、かつ部長等のメールが意図的に全て消えているのにどこから入手したのか？また、被告の北井副市長から問題のメールが添付されてくるのは違和感がある。本来は、事務局の井上副市長から、市長宛でなく審査会委員長宛てに出てくるのが筋なのに、どう見ても組織ぐるみで工作しているように思えて仕方がないがどうか？②秘書がメールを送っていたのは何人の部長か？送信先の6人（未確認）か？それとも、文面から見ると10日に案内した1次会の参加者全員なのか？また、秘書課員は何人いて、このメールを全員見ているのか？まだデリートしていないのか？③エトセトラ、エトセトラ。あと3問は、井上副市長がみずから考えよ。④北井副市長とよく腹を割って時間をかけて話し合え。その内容を井上副市長から市長にきちんと報告せよ。⑤ミキタロウはやめよ。井上副市長とメールの発信者の登録を変えよ。メール送信を間違えたら大変だ。秘書課のばかが設定したままだ。」

(3) 本件審査請求へのあてはめ（その1）

「市民全体の奉仕者として、その品位と名誉を損なうおそれのある行為を慎み、その権限又は地位のもたらす影響力を私的な目的のために行使しないこと」（本条例第3条第1項第1号）に違反したとの請求について

ア 「①前市長は、平成28年1月3日に発行した「市幹部職員の飲酒運転及び民間の方との飲食について」と題する広報紙に虚偽の事実を記載した」について

(ア) 前記のとおり、前市長は、遅くとも広報紙発行時点においては、懇親会に参加した部長等が、民間人の出席予定を知りつつ参加したことを認識していたが、「2次会に参加し

た部長等は民間の方が参加することを知らされておらず」
「規則に抵触するものではありません」と虚偽の事実を記載し、それを三木市職員倫理条例に違反しない理由の一つとしたことが認められる。

(イ) このような前市長の行為が、「品位と名誉を損なうおそれのある行為」に該当することは明らかである。また、広報紙発行の目的が、三木市政への信頼維持との目的があったにせよ、前市長自らが招いた三木市職員倫理条例違反の指摘を免れようとした点は否定できず、「その権限又は地位のもたらす影響力を私的な目的のために行使し」と評価せざるを得ない。

(ウ) したがって、前市長の行為は、本条例第3条第1項第1号に違反したと考える。

イ 「②前市長は、市職員に対し利害関係者が同席する慰労会への参加を促すことにより、三木市職員倫理条例施行規則に違反する行為を促した」について

(ア) 前記のとおり、前市長は、幹部職員の慰労会に利害関係を有する民間人を誘い、また出席を承認している。前市長自身が、幹部職員に慰労会への参加を積極的に促したかは明らかではないが、結果として三木市職員倫理条例施行規則違反の行為を促したことは認められる。

(イ) このような前市長の行為は、「その権限又は地位のもたらす影響力を私的な目的のために行使し」とまでは認められないものの、「品位と名誉を損なうおそれのある行為」に該当することは明らかである。なお、前市長において、慰労会に出席する幹部職員との関係で、民間人が「利害関係者」に該当することを認識していたのかは必ずしも明らかではない。もっとも、三木市においては、三木市職員倫理条例において職員の倫理について厳格な規定を設けていたのであるから、多数の幹部職員が参加する慰労会に民間人を誘うのであれば、利害関係の有無について確認をすべきであり、万一前市長にその認識がなかったとしても、「品位と名誉を損なうおそれのある行為」に該当することを否定する理由にはならない。

ウ 「③前市長は、三木市職員倫理審査会開催直前に、「想定問答」と称する口裏合わせとも解釈できる指示を、「秘書課のバカ」というパワーハラスメントが想起される記述とともにメール送信した」について

(ア) 前記のとおり、前市長が2回目の三木市職員倫理審査会の直前にメールを送信したことは認められる。なお、前市長は当該メールの趣旨について、議会答弁において、同審査会に備え、頭の整理をし、また想定問答を作成するよう指示したものであると述べている。

(イ) このような前市長の行為は、審査請求にもあるとおり、口裏合わせと解釈できなくはない。もっとも、事情聴取に際し、事実関係の整理を行う事自体は一般に否定されるべきものではない。また、メールの内容を見ても、虚偽の事実を口裏合わせしたことが明らかとまでは認められない。したがって、口裏合わせとも解釈できるメールを送信したことのみをもって、「品位と名誉を損なうおそれのある行為」であった、あるいは「その権限又は地位のもたらず影響力を私的な目的のために行使し」たとまでは評価できない。

また、「秘書課のばか」という言葉も使用されているが、同メールが送信されたのは、秘書課自身ではなく、他の職員であり、同メール送信のみをもってパワーハラスメント類似行為であったと評価することは困難である。したがって、やはり前記倫理基準に違反するとまでは評価し得ない。ただし、他の職員に対するものであったとしても、「秘書課のばか」という言葉を使用することが市長として適切でないことはいうまでもない。

(4) 本件審査請求へのあてはめ（その2）

「市民全体の利益の実現のために全力を尽くさなければならず、特定の者に対してのみ有利又は不利な取扱いをする等の不当な取扱いをしないこと」（本条例第3条第1項第3号）について

「④前市長は、幹部職員向け慰労会にて、特定人物（利害関係会社社長及び自治会長）と会見を行うことにより、同席した市幹部職員に対して特定人物との親密度を誇示した」について

ア 前記のとおり，慰労会において，前市長，副市長，幹部職員，民間人が同席し，カラオケ，雑談等を行っていたことが認められる。もっとも，具体的に公務あるいは業務の話をしてきたとまでは認定できない。

イ そうすると，同席等したことのみをもって，「市民全体の利益の実現のために全力を尽く」していない，あるいは「特定の者に対してのみ有利又は不利な取扱いをする等の不当な取扱い」があったとまで評価することは困難である。

したがって，同倫理基準に違反したとは認められないと考える。

ただし，前市長自らが慰労会に誘った民間人であることから，同席した幹部職員に対し当該民間人との親密度を誇示することになった可能性は否定できない。また，本件審査請求にあるように，市民から特定の者に対して不当な取扱いがあったとの疑いを招く行為であることは否定し得ず，倫理基準に違反しないからといって妥当な行為であったと評価できないことはいうまでもない。

(5) 審査のまとめ

以上のとおり，「①前市長は，平成28年1月3日に発行した「市幹部職員の飲酒運転及び民間の方との飲食について」と題する広報紙に虚偽の事実を記載した」こと，「②前市長は，部下に対し利害関係者が同席する慰労会への参加を促すことにより，三木市職員倫理条例施行規則に違反する行為を促した」ことについて，本条例第3条第1項第1号に違反する行為であったと認められる。

5 最後に

本条例においては，倫理基準に違反している旨の指摘がされたときは，市長は市民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講じなければならないとされている。

本件倫理基準違反について，前市長自身に最たる原因があることはいうまでもない。しかし，副市長を初め，慰労会に参加した三木市幹部職員を含む三木市職員の一部にも，その一因はあると考える。例えば，前記広報紙にしても，前市長1人の働きのみにより発行できるわけではなく，複数の三木市職員が関与して発行され

たものである。その過程において、虚偽の内容を含む広報紙を発行することについて、副市長あるいは幹部職員はなぜ、前市長を止めることができなかつたのであろうか。

既に前市長の倫理基準違反行為が行われて4年以上が経過しているが、この度の審査請求を機に、同様の事態が二度と生じないための仕組づくりができているか、再度確認した上、市民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講じていただきたいと考える。

以上